

別表第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一七

うなぎ

九・六%

別表第一六・〇四項中

一六〇四・三〇

キャビア及びその代用物

六・四%

を

キャビア及びその代用物

一六〇四・三二

キャビア

六・四%

に改める。

一六〇四・三三

キャビア代用物

六・四%

別表第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇五

甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存

に適する処理をしたものに限る。）

一六〇五・一〇

かに

一 気密容器入りのもの

六・五%

二 その他のもの

九・六%

シュリンプ及びプローン

一六〇五・二二

気密容器入りでないもの

一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍

し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

四・八%

二 その他のもの

六%

一六〇五・二九

その他のもの

一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍

し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

四・八%

二 その他のもの

六%

一六〇五・三〇

ロブスター

一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、

塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

四・八%

二 その他のもの

六%

一六〇五・四〇

その他の甲殻類

一六〇五・五七	あわび	九・六%
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシエル	九・六%
一六〇五・五五	たこ	九・六%
一六〇五・五四	いか	一五%
一六〇五・五三	い貝	九・六%
一六〇五・五二	スキャロップ（いたや貝を含む。）	九・六%
一六〇五・五一	かき	九・六%
	軟体動物	
	二 その他のもの	九・六%
	(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
	(二) その他のもの	六%
	一 えび	

一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。）	九・六%
一六〇五・五九	その他のもの	
	一 いか	一五%
	二 その他のもの	九・六%
	その他の水棲無脊椎動物	
一六〇五・六一	なまこ	一二%
一六〇五・六二	うに	一二%
一六〇五・六三	くらげ	一五%
一六〇五・六九	その他のもの	
	一 うに	一二%
	二 くらげ	一五%
	三 その他のもの	九・六%

別表第一七類の号注1中「第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号」を「第一七〇一・一二号、第

一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号」に改め、同号注に次のように加える。

2 第一七〇一・一三号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで六九度以上九三度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

別表第一七〇一・一一号を削り、同表第一七〇一・一二号の次に次の二号を加える。

一七〇一・一三	この類の号注 <sup>2</sup> の甘しや糖	一キログラムにつき四
一七〇一・一四	その他の甘しや糖	一円五〇銭
	一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	

	(一) 分蜜糖	無税
	(二) その他のもの	一キログラ ムにつき四 円五〇銭
	二 その他のもの	一キログラ ムにつき二 円五〇銭

別表第二〇〇三・二〇号を削り、同表第二〇〇三・九〇号を次のように改める。

二〇〇三・九〇	その他のもの	
	一 トリフ	
	(一) 気密容器入りのもの（容器とも の一個の重量が一〇キ ログラム以下のものに 限る。）	一六%
	(二) その他のもの	一一・二%

別表第二〇〇八・一九号を次のように改める。

二 その他のもの	(一) 砂糖を加えたもの	二二・四%
	(二) その他のもの	
	A 気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%
	B その他のもの	一一・二%
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) パルプ状のもの	三五%
	(二) その他のもの	
	A カシューナット及びその他の煎つたナット	二二・四%
	B その他のもの	二八%

二 その他のもの

(一) パルプ状のもの

A カシューナット (煎つたものを除く。)

一六%

B その他のもの

二〇%

(二) その他のもの

A アーモンド (煎つたものに限る。) 及びマカダミ

アナット (煎つたものを除く。)

八%

B マカダミアナット (煎つたものに限る。) 及びペ

カン (煎つたものに限る。)

五%

C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナツ

ト、ヘーゼルナット (コリユルス属のもの)、カ

シューナット及びびぎんなん

一一・八%

D その他のもの





二〇〇八・九三	クランベリー（ヴァキニウム・マ クロカルボン、ヴァキニウム・オ クシココス及びヴァキニウム・ ヴィテイスイダイア）	
一 砂糖を加えたもの		
（一） パルプ状のもの		三五%
（二） その他のもの		一八・四%
二 その他のもの		
（一） パルプ状のもの		二五%
（二） その他のもの		二〇%
混合したもの		
一 ミックスドフルーツ、フ ルーツサラダ及びフルーツ		
二〇〇八・九七		

に改め、同表第二〇〇八・

カクテル	一一・二%
二 その他のもの	
(一) 砂糖を加えたもの	
A パルプ状のもの	三五%
B その他のもの	二八%
(二) その他のもの	
A パルプ状のもの	二五%
B その他のもの	二〇%

九九号中「さといも」の下に「(コロカシア属のもの)」を加える。

二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)
一 果汁	

別表第二〇・〇九項中

	(一) 砂糖を加えたもの
	A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
	B その他のもの
従量税率）	二七％
きは、当該	三五％（その率が一キログラムにつき二七円
より低いと	の従量税率
従量税率）	より低いと

を

(二) その他のもの	
A しよ糖の含有量が全重量 の一〇%以下のもの	二二・五%
B その他のもの	三〇%
二 野菜ジュース	
(一) 砂糖を加えたもの	一〇・八%
(二) その他のもの	九・六%

その他の果実又は野菜のジュース  
(二以上の果実又は野菜から得たもの  
を除く。)

- クランベリー (ヴァキニウム・マ
  - クロカルボン、ヴァキニウム・オ
  - クシココス及びヴァキニウム・
- 二〇〇九・八一

ヴィテイスイダイア) ジュース

一 砂糖を加えたもの

(一) しよ糖 (天然に含有する  
ものを含む。) の含有量  
が全重量の一〇%以下の

もの

(二) その他のもの

二七%

三五% (そ

の率が一キ

ログラムに

つき二七円

の従量税率

より低いと

きは、当該

二〇〇九・八九

	従量税率
二 その他のもの	
(一) しよ糖の含有量が全重量の 一〇％以下のもの	二二・五％
(二) その他のもの	三〇％
その他のもの	
一 果汁	
(一) 砂糖を加えたもの	
A しよ糖（天然に含有する ものを含む。）の含 有量が全重量の一〇％ 以下のもの	二七％
B その他のもの	三五％（そ

に改める。





— (二) その他のもの — 一九・六%」

別表第二二類の注3中「及び果実」を「果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

別表第二四類に号注として次のように加える。

号注

1 第二四〇三・一一号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

「二四〇三・一〇

喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有

するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わな

別表第二四・〇三項中

- い。）
- 一 パイプたばこ
- 二 その他のもの

三五％  
四％

を

喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）

二四〇三・一一

三五％

二四〇三・一九

その他のもの

一 パイプたばこ

三五％

二 その他のもの

四％

に改める。

別表第二五・二八項を次のように改める。

二五・二八

二五二八・〇〇

天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの

無税

別表第二七類の号注4中「第二七一〇・一一号」を「第二七一〇・一二号」に改め、同号注に次のように加える。

5 第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第二七類の備考1中「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に改める。

別表第二七・一〇項を次のように改める。

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

二七二〇・一二

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

(a) トリプロピレン

(b) その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加

算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との

温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキ

レンを除く。）

C その他のもの

二・六%

無税

五%

一キロリッ

トルにつき

九三四円

(二) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

三%



B その他のもの

一キロリッ

トルにつき

三四六円

一キロリッ

トルにつき

七五〇円

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

の

(a) 製油の原料として使用するもの（関税法第五六

条第一項に規定する保税作業による製品で、こ

れらの物品を原料とする製油により得たものを

含む。以下この号及び第二七一〇・二〇号にお

いて同じ。)

(b) その他のもの

一キロリツ

無税

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超える

もの

(a) 製油の原料として使用するもの

無税

(b) その他のもの

一キロリツ

トルにつき

二四九円

(四) 潤滑油 (流動パラフィンを含む。)

A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超える

もの (流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空



二七二〇・二〇

機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油せいその他

主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度

一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

B その他のもの

(五) その他のもの

二 その他のもの

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油

又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石

油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオデー

ゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを

除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたも

ので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含

四・六%

九・六%

四・八%

三・九%

む。

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

(a) トリプロピレン

(b) その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算

五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度

差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを

除く。）

C その他のもの

無税

二・六%

五%

一キロリツ

トルにつき

九三四円

(二) 灯油

	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	一キロリツ トルにつき
(三)	軽油	三四六円 一キロリツ トルにつき
(四)	重油及び粗油	七五〇円
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
	(a) 製油の原料として使用するもの	無税
	(b) その他のもの	一キロリツ トルにつき
		四五九円

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(a) 製油の原料として使用するもの

(b) その他のもの

無税

一キロリツ

トルにつき

二四九円

(五) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）

A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの

（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用

潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油せいその他主とし

て潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度に

おける比重が〇・八四九四以下のもの

四・六%

B その他のもの

九・六%

二七二〇・九一	<p>(六) その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>廃油</p> <p>ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はポリ臭化ビフェニル (PBB) を含むもの</p>	四・八%
二七二〇・九九	その他のもの	無税

別表第二八類に号注として次のように加える。

号注

1 第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第二九類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

別表第二八・五二項を次のように改める。

二八・五二	水銀の無機又は有機の化合物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)	
-------	--	--

化学的に単一のもの

一 認証標準物質

二 無機化合物及びその製品

(一) 硫酸塩

(二) 写真用の化学調製品（ワニス、こ膠着剤、接着剤その他

これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）

(三) その他のもの

三 有機化合物及びその製品

(一) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

A タンニン及びその誘導体

無税

無税

四・六%

三%

三%

二八五二・九〇	その他のもの	無税
B	その他のもの	無税
(二)	たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミンナートその他のアルブミン誘導体を除く。）	六・八%
(三)	その他のもの	三%
一	無機化合物及びその製品	無税
(一)	多硫化物	無税
(二)	その他のもの	二・五%
二	有機化合物及びその製品	無税
(一)	スルトン及びスルタム	無税
(二)	その他のもの	二・五%

別表第二九類の注2中(k)を(i)とし、(ij)を(k)とし、(h)を(ij)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e) 第三〇・〇二項の免疫産品

別表第二九・〇三項を次のように改める。

二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）
二九〇三・一四	四塩化炭素
二九〇三・一五	二塩化エチレン（ISO）（一・二―ジクロロエタン）
二九〇三・一九	その他のもの
二九〇三・二一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。） 塩化ビニル（クロロエチレン）



二九〇三・二三	トリクロロエチレン	四・六%
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	四・六%
二九〇三・二九	その他のもの	四・六%
	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	
二九〇三・三一	二臭化エチレン（ISO）（一・二ジブロモエタン）	四・六%
二九〇三・三九	その他のもの	四・六%
	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	
二九〇三・七一	クロロジフルオロメタン	四・六%
二九〇三・七二	ジクロロトリフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七三	ジクロロフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七四	クロロジフルオロエタン	四・六%

二九〇三・七五	ジクロロペンタフルオロプロパン	四・六%
二九〇三・七六	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン 及びジブロモテトラフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七七	その他のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子の みを有するものに限る。）	四・六%
二九〇三・七八	その他のペルハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇三・七九	その他のもの	四・六%
二九〇三・八一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペ ン炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・八二	一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン（H CH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。） アルドリン（ISO）、クロルデン（ISO）及びヘプタク ロル（ISO）	四・六%

二九〇三・八九	一 クロルデン 二 アルドリン及びヘプタクロル その他のもの	無税
二九〇三・八九	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・九一	クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラジクロロベンゼン	四・六%
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (ク ロフェノタン (INN)、一・一・一トリクロローニ ービス (パラクロフェニル) エタン)	四・六%
二九〇三・九九	その他のもの	四・六%
二九〇八・九二	四・六ジニトロールオルトクレゾール (DNOC) (IS O) 及びその塩	四・六%

別表第二九〇八・九一号の次に次の一号を加える。

別表第二九・一二項中

二九一二・三〇	アルデヒドアルコール アルデヒドエーテル、アルデヒド フェノール及び他の酸素官能基を有 するアルデヒド	五・三%
二九一二・四一	バニリン(四一ヒドロキシ一三 一)メトキシベンズアルデヒド)	五・三%

を

二九一二・四一	アルデヒドアルコール、アルデヒド エーテル、アルデヒドフェノール及 び他の酸素官能基を有するアルデヒ ド バニリン(四一ヒドロキシ一三 一)メトキシベンズアルデヒド)	五・三%
---------	--	------

に改め、同表第二九一二・

四九号を次のように改める。

二九一二・四九

その他のもの

一 アルデヒドアルコール

五・三%

二 その他のもの

四・六%

別表第二九一四・二二一を削り、同表第二九一四・二九号を次のように改める。

二九一四・二九

その他のもの

一 しょう脳

(一) 融点が一七五度未満のもの

無税

(二) その他のもの

六・六%

二 その他のもの

四・六%

別表第二九一六・一五号の次に次の一号を加える。

二九一六・一六

ビナパクリル (ISO)

六・四%

別表第二九一六・三五号及び第二九一六・三六号を削る。

別表第二九・三一項を次のように改める。

二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	
二九三二・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	四・六%
二九三二・二〇	トリブチルすず化合物	四・六%
二九三二・九〇	その他のもの	四・六%

別表第二九・三二項中

二九三二・二二	ラクトン	五・三%
二九三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%
	その他のラクトン	
	一 サントニン	無税
	二 その他のもの	四・六%

二九三二・二〇	ラクトン	
	一 クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%

に改める。

を

ニ	サントニン	無税
三	その他のもの	四・六%

別表第二九・三七項中

二九三七・三一	エピネフリン	無税
二九三七・三九	その他のもの	無税
二九三七・四〇	アミノ酸誘導體	無税

を削る。

別表第二九三九・四三号の次に次の一号を加える。

二九三九・四四	ノルエフェドリン及びその塩	無税
---------	---------------	----

別表第三〇類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））

(第二一・〇六項及び第三八・二四項参照)

別表第三〇類の注2を次のように改める。

2 第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF)その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第二九・三七項の物品を除く。)をいう。

別表第三〇・〇二項中「変性免疫産品」を「免疫産品(変性したものであるかないか又は)」に改める。

別表第三七〇二・五一号を削り、同表第三七〇二・五二号中「で、長さが一四メートルを超えるもの」を「のもの」に改める。

三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下のもの	無税
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五	



別表第三七・〇二項中

三七〇二・九四	ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・九五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税

を

三七〇二・九六	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・九七	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇二・九八	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税

に改める。

別表第三八類の注3(d)中「修正液」の下に「及び修正テープ（第九六・一二項のものを除く。）」を加え、同注に次のように加える。

7 第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第三八類の号注1中「ディルドリン（ISO、INN）」の下に「四・六―ジニトロールトルクレゾール（DNOC（ISO））及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール（ISO）」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに二・四・五―T（ISO）」を「二・四・五―T（ISO）」に改め、「（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル」の下に「並びにトリブチルすず化合物」を加え、同号注1に次のように加える。

第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

別表第三八・二五項の次に次の一項を加える。

三八・二六

三八二六・〇〇

バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）

四・六％

別表第四一〇一・二〇号中「原皮」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

別表第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

1 この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

別表第四二〇二・一一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・二一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に、「革製又はパテントレザー製」を「革製」に改め、同表第四二〇二・三一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、

「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・九一号中「コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

別表第四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

1 第四四〇一・三二号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。

別表第四四・〇一項中

四四〇一・三〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	無税
---------	--	----

を

のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これら

四四〇一・三一	に類する形状に凝結させてあるかな いかを問わない。	
四四〇一・三九	木質ペレット その他のもの	無税 無税

別表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一二項中「号注1」を「号注2」に改める。

別表第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的の組合せにより製造したものに」に改める。

別表第四八類の注2(p)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第九六類の物品（例えば、ボタン）を削り、同注2に次のように加える。

(q) 第九六類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）	に改める。
--	-------

別表第四八類の号注3中「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さ

らしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）を「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）に、「中しん試験」を「中芯試験」に改め、同号注4中「セミケミカルパルプ工程」を「機械的及び化学的の工程の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

別表第四八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

別表第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の一号を加える。

四八〇八・四〇	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	三・四%
---------	---	------

別表第四八一四・一〇号を削る。

別表第四八・一八項中「乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八一八・四〇号を削る。

別表第一一部の注1(u)中「及びタイプライターリボン」を「タイプライターリボン、生理用のナプキ

ン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

別表第一一部の注7中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にはほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)

別表第五六類の注1に次のように加える。

(f) 第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

別表第五六〇一・一〇号を削る。

別表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・二七一 たてパイル織物

一	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
二	その他のもの	四・五%

別表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・三七		たてパイル織物
一	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
二	その他のもの	
(一)	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
(二)	その他のもの	四・八%

別表第六一類の注6(a)及び第六二類の注4(a)中「ものとし、乳児用のおむつを含む」を削る。  
別表第六二一・四一号を削る。



別表第六三・〇六項中

六三〇六・九一

綿製のもの

六・七%

を

六三〇六・九九

その他の紡織用繊維製のもの

四・八%

六三〇六・九〇

その他のもの

六・七%

一 綿製のもの

六・七%

に改める。

二 その他の紡織用繊維製のもの

四・八%

別表第六四〇二・二〇号中「本底」を「底」に改める。

その他のもの

六四〇六・九一

木製のもの

一 毛皮を使用したもの

二五%

二 その他のもの

四・二%

六四〇六・九九

その他の材料製のもの

一 革製のもの及び毛皮を使用

を

別表第六四・〇六項中

	したもの	二五%
二	その他のもの	四・二%

六四〇六・九〇	その他のもの	
	一 革製のもの及び毛皮を使用したもの	二五%
	二 その他のもの	四・二%

に改める。

別表第六五・〇五項を次のように改める。

六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあ
六五〇五・〇〇	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあ

るかないかを問わない。）

一 ヘアネット

三・八%

二 その他のもの

七%

別表第六八一・八三号を削る。

別表第七一類の注3(e)中「注2(B)」を「注3(B)」に改める。

別表第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。

別表第七三二九・二〇号及び第七三二九・三〇号を削り、同表第七三二九・九〇号の前に次の一号を加える。

七三二九・四〇

安全ピンその他のピン

無税

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

別表第七四・一八項中

を

七四一八・一一

瓶洗い、ポリッシングパッド、ポ

リッシンググラブその他これらに

類する製品

無税

七四一八・一九

その他のもの

無税

七四一八・一〇

食卓用品、台所用品その他の家庭用

品及びその部分品並びに瓶洗い、ポ

リッシングパッド、ポリッシンググ

ラブその他これらに類する製品

に改める。

無税

食卓用品、台所用品その他の家庭用

品及びその部分品並びに瓶洗い、ポ

リッシングパッド、ポリッシンググ

ラブその他これらに類する製品

別表第七六・一五項中

七六一五・一一	瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七六一五・一九	その他のもの	無税

を

七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税
---------	--	----

に改める。

別表第八二〇一・二〇号を削る。

別表第八二〇五・八〇号を削り、同表第八二〇五・九〇号を次のように改める。

八二〇五・九〇	その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）	無税
---------	-----------------------------------	----

別表第八四類の注2中

また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）を含まない。

を

また、第八四・二四項には、次の物品を含まない。

- (a) インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）
- (b) ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）

に改める。

別表第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。

別表第八四五二・四〇号を削り、同表第八四五二・九〇号中「マシン」の下に「用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにマシン」を加える。

別表第八四・五六項中「機械」の下に「及びウォータージェット切断機械」を加える。

別表第八四・七九項中

八四七九・六〇

蒸発式空気冷却装置

無税

を

八四七九・六〇

蒸発式空気冷却装置

無税

旅客搭乗橋

八四七九・七一

空港において使用する種類のもの

無税

に改める。

八四七九・七九

その他のもの

無税

別表第八五類の注1(d)中「第九〇類」を「第九〇・一八項」に改める。

別表第八五〇七・四〇号の次に次の二号を加える。

八五〇七・五〇

ニッケル・水素蓄電池

無税

八五〇七・六〇

リチウム・イオン蓄電池

無税

別表第八五・二二項中「から第八五・二二項まで」を「又は第八五・二二項」に改める。

別表第八五・二三項中

八五二三・四〇

光学媒体

無税

光学媒体

八五二三・四一

記録してないもの

無税

に改める。

八五二三・四九

その他のもの

無税

別表第八五二八・七三号中「白黒その他の」を削る。

別表第八五四〇・一二号中「白黒その他の」を削り、同表第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の

下に「モノクロームのものに限る。」及びデータ・グラフィックディスプレイ管」を加え、同表第八五

四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

別表第八七・一四項中

八七二四・一一  
八七一四・一一  
八七二四・一九

「  
モーターサイクル（モペットを含  
む。）のもの  
サドル  
その他のもの  
」

無税  
無税

を

八七二四・一〇

「  
モーターサイクル（モペットを含  
む。）のもの  
」

無税  
に改める。

別表第九〇・〇七項中

九〇〇七・一一  
九〇〇七・一九

「  
撮影機  
幅が一六ミリメートル未満のフイ  
ルム又はダブル八ミリメートル  
フィルムを使用するもの  
その他のもの  
」

無税  
無税

を

九〇〇七・一〇

「  
撮影機  
」

無税  
に改める。



別表第九〇・〇八項を次のように改める。

九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	無税
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	無税

別表第九一・〇九項中

九一〇九・一一	目覚まし時計のもの	無税
九一〇九・一九	その他のもの	無税

九一〇九・一〇 電気式のもの 無税に改める。

別表第九一二四・二〇号を削る。

別表第九二・〇五項を次のように改める。

九二・〇五	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）	
-------	---	--

九二〇五・一〇	金管楽器	無税
九二〇五・九〇	その他のもの	無税

別表第九三・〇一項中

九三・〇一	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	一二・八%
九三〇一・一一	自走式のもの	一二・八%
九三〇一・一九	その他のもの	一二・八%

を

九三・〇一	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	一二・八%
九三〇一・一〇	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	一二・八%

に改める。

第九三・〇三項の散弾銃又はライフ

別表第九三・〇五項中

九三〇五・二一	散弾銃の銃身	六・六%
九三〇五・二九	その他のもの	六・六%
	ルのもの	

九三〇五・二〇

第九三・〇三項の散弾銃又はライフ

ルのもの

六・六%

に改める。

別表第九四類の注1(g)中「から第八五・二二項まで」を「若しくは第八五・二二項」に改め、同注2(a)中「棚付き家具」の下に「(単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。)」を加える。

別表第九五類の注1(m)中「並びに無線遠隔制御機器(第八五・二六項参照)」を「ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わない。)(第八五・二三項参照)、無線遠隔制御機器(第八五・二六項参照)並びにコードレス赤外線遠隔操作装置(第八五・四三項参照)」に改める。

別表第九五類に号注として次のように加える。

## 号注

1 第九五〇四・五〇号には、次の物品を含む。

(a) ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）  
この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号参照）を含まない。

別表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五〇四・一〇号を削り、同表第九五〇四・三〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同表第九五〇四・四〇号の次に次の一号を加える。

九五〇四・五〇	ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号の物品を除く。）	無税
二	万年筆その他のペン	

別表第九六・〇八項中

九六〇八・三一	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	無税
九六〇八・三九	<p>一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又は</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又は</p>	六・六%

を

	べつこうを使用したもの	無税
二	その他のもの	六・六%

九六〇八・三〇	万年筆その他のペン	
一	軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの	無税
二	その他のもの	六・六%

に改める。

別表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

九六・一九		
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	

一	紙製、セルロースウオツディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウオツディング製のもの	無税
二	綿製のもの	六・五%
三	その他のもの	三・九%

別表の付表第二第四号の品目欄中「第〇九一〇・一〇号の一」を「第〇九一〇・一一号の一又は第〇九一〇・一二号の一」に、「第一二二二・二〇号の一」を「第一二二二・二一号」に改める。

(関税法の一部改正)

第三条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「の積込み」を「の積込み等」に改め、同項第五号の三中「第六十七条の二第一項第二号」を「第六十七条の二第二項第二号」に、「時期」を「手続」に改める。

第七条の九第一項中「（承認の失効）」及び「（承認の取消し）」を削り、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条の十五第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第二項中「更正の請求」の下に「（以下「更正

の請求」という。)を加える。

第十三条第二項第一号中「(決定)」を「(更正及び決定)」に改め、同項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十四条第一項中「次に掲げる更正」を「関税についての更正、決定」に、「三年」を「五年(第六条の二第一項第二号イ又はホ(税額の確定の方式)に規定する関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定については、三年)」に改め、「(同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日)」を削り、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、同項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。

第十四条第三項中「第一項各号又は前項各号に掲げる」を削り、「これら」を「前二項」に改める。



第十四条の二第一項中「から三年間（前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間）」を「（前条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。）から五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」及び「（時効の中断及び停止）」を削り、「第三項第四号を除く。」の下に「（時効の中断及び停止）」を加え、「関税の納付」を「関税等の納付」に改め、「（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付）」を削り、「（法定納期限等）」を「（更正、決定等の期間制限）」に改め、「規定する法定納期限等」の下に「（同条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」を加え、「（決定）」を「（更正及び決定）」に改める。

第十四条の三第一項中「三年間」を「五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」を削る。  
第十五条に次の二項を加える。

10 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）、第二百二十九条第一項（外国人国

際航空運送事業) 又は第百三十条の二(本邦内で発着する旅客等の運送)の許可を受けた者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者(航空券の予約をした者をいう。以下同じ。)、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

11 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を利用してその情報を見ることができるときは、置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十五条の三に次の二項を加える。

4 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機(特殊船舶等のうち航空機で

あるものをいう。以下同じ。)であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条の二第三項中「特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)」を「特殊航空機」に改める。

第二十条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「因り」を「より」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の二項を加える。

3 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保する

ため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第二十条の二に次の二項を加える。

4 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空

機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第三十条第一項第四号中「（輸入を許可された貨物とみなすもの）」、「（信書等に係る郵便物についての規定の準用）」及び「（郵便物等の差押え）」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第一項」に、「に規定する特定輸出申告を行い」を「の規定による輸出申告が行われ」に、「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第四十一条中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改め、「（許可の失効）」及び「（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）」を削る。

第四十三條の三第三項中「時期」を「手續」に改める。

第六十三條第一項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第六十七條中「関税暫定措置法第八條の二第一項第二号（特惠関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。）第五條一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）」に改める。

第六十七條の二の見出しを「（輸出申告又は輸入申告の手續）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「輸出申告又は」及び「（保税地域又は第三十條第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。）」を削り、同項第二号中「関税暫定措置法第八條の二第一項第二号（特惠関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「メキシコ協定第五條一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）」に改め、同項を同

条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。次項において同じ。）の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

第六十七条の三第一項中「輸出申告をする場合において」を削り、「の適用を受けないことを希望する旨の申出」を「にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告」に、「は、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない」を「第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない」に改め、同項第二号中「次項」を「第六項、次条第一項及び第六十七条の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み

込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。

第六十七条の三第四項中「特定製造貨物輸出申告」の下に「(第一項の規定により特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。)」を加え、同条第六項中「特定輸出申告」の下に「(第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。)」を、「特定委託輸出申告」の下に「(同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。)」を加える。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削り、第六十七条の十を第六十七条の十二とする。

第六十七条の九第一号中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に改め、同条第二号イ中「第六十七条の四第一号」を「第六十七条の六第一号」に改め、同号口中「第六十七条の五」を「第六十七条の七」に改め、同条を第六十七条の十一とする。

第六十七条の八第一項第二号中「第六十七条の十」を「第六十七条の十二」に改め、同条第二項中「第



六十七條の六第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同條を第六十七條の十とし、第六十七條の七を第六十七條の九とする。

第六十七條の六第一項中「特定輸出貨物」の下に「(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいう。第六十七條の十第二項及び第九十四條第二項において同じ。)」を加え、「第六十七條の八第二項(承認の失効)及び第六十七條の九第一号(承認の取消し)」を「第六十七條の十第二項及び第六十七條の十一第一号」に改め、同條第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同項の表第四條第一項の項及び第四條第二項の項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同表第一條第三項第一号の項中「第六十七條の九第一号」を「第六十七條の十一第一号」に改め、同條を第六十七條の八とし、第六十七條の五を第六十七條の七とする。

第六十七條の四中「前條第一項第一号」を「第六十七條の三第一項第一号(輸出申告の特例)」に改め、同條第一号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号子中「第六十七條の九第一号」を「第六十七條の十一第一号」に、「前條第一項第一号」を「第六十七條の三第一項第一号」に改め、同條を第六十七條の六とし、第六十七條の三の次に次の二條を加える。

## (輸出の許可の取消し)

第六十七条の四 特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、特例輸出貨物が輸出されないこととなつたことその他の事由により当該特例輸出貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなつたときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による申請があつたとき、その他この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、特例輸出貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すことができる。

3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該特例輸出貨物の検査をさせることができる。

## (特例輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七条の五 第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十

四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。

第六十七条の十三第三項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号イ中「第六十七条の四第一号イ」を「第六十七条の六第一号イ」に改める。

第六十九条の二第一項第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第四号中「第三号まで」の下に「第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第六十九条の十一第一項第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第二号中「けん銃、」を「拳銃、」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同項第六号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項第十号中「第三号まで」の下に「第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第七十五条中「第六十七条の二」を「第六十七条の二第一項」に、「時期」を「手続」に改める。

第七十六条第一項中「時期」を「手続」に、「承認の要件」を「輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件」に、「輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出」を「製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、同条第四項中「(証明又は確認)」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第八十八条の二第一項中「対する処分」の下に「(第八条(理由の提示)を除く。)」を、「不利益処分」の下に「(第十四条(不利益処分の理由の提示)を除く。)」を加え、同条第二項中「(適用除外)」を削り、「書面の交付を要しない行政指導」を「行政指導の方式」に改め、「(行政指導に係る書面の交付)」を削る。

第九十五条第三項中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に改める。

第一百五条第一項第一号中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)」を削り、「呈示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第一百五条の三」に改

め、同項第三号中「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改め、同項第六号中「第八条第一項」の下に「（不当廉売関税）」を、「関係者」の下に「（次項及び次条において「輸入者等」という。）」を加え、「又は」を削り、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

第二百五条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百五条の二を第二百五条の三とし、第二百五条の次に次の一条を加える。

（輸入者等に対する調査の事前通知等）

第二百五条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四

項を除く。)から第七十四条の十一(第六項及び第七項を除く。)まで(納税義務者等に対する調査の事前通知等・事前通知をしない場合の書面の交付・調査の終了通知)の規定は、税関長が、税関職員に輸入者等に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>読み替える国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第七十四条の九第一項</p>	<p>税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調</p>	<p>税関長</p>

<p>査の終了通知) までにおいて同じ。)</p>	
<p>国税庁等又は税関</p>	<p>税関</p>
<p>(以下同条</p>	<p>(以下第七十四条の十一</p>
<p>納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等 (以下「納税義務者等」という。)</p>	<p>輸入者等 (関税法第一百五条第一項第六号 (税関職員の権限) に規定する「輸入者等」をいう。以下この条及び次条において同じ。)</p>
<p>調査 (税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)</p>	<p>調査</p>

第七十四條の九第二項		納税義務者等	<p>第七十四條の二から第七十四條の六まで（当該職員の質問検査権）</p> <p>納税義務者等（当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。）</p> <p>当該納税義務者である</p>	輸入者等	<p>同号</p> <p>輸入者等</p> <p>輸入者（関税法第百五条第一項第六号に規定する輸入者をいう。第七十四條の十一において同じ。）である</p>
第七十四條の九第三項	税務署長等	税関長			



第七十四條の十第一項	納税義務者等	輸入者等
	税務署長等	税関長
	納税義務者等の	輸入者等の
第七十四條の十第二項	国税庁等若しくは税関	税関
	国税に	関税に
	税務署長等	税関長
第七十四條の十一第一項	納税義務者等	輸入者等
	税務署長等	税関長
	国税	関税
更正決定等（第三十六條第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において		更正、決定又は賦課決定（以下この条において「更正決定等」という。）

第七十四条の十一第二項	<p>納税義務者</p> <p>期限後申告</p>	<p>輸入者</p> <p>関税法第七条の四第一項（期限後特例申告）の規定による期限後特例申告</p>
第七十四条の十一第三項	<p>納税義務者</p> <p>納税義務者</p> <p>国税</p> <p>て同じ。）</p> <p>納税義務者（第七十四条の九第四項第一号（納税義務者等に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>輸入者</p> <p>関税</p> <p>輸入者</p>
	納税申告書	これらの申告に係る申告書

第七十四条の十一第四項		税務署長等	税関長
納税義務者		輸入者	輸入者
期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付		関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出	
第七十四条の十一第五項		納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第八項		第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	関税法第一百五條第一項第六号（税関職員の権限）
納税義務者		輸入者	

第百十四条の二第一号の二中「呈示せず」を「提示せず」に、「呈示して」を「提示して」に改め、同号を同条第一号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

- 一の四 第二十条第四項前段（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
- 第百十四条の二第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。
- 一 第十五条第十一項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十四条の二第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第百五条第一項第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第百十五条の二第一号中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に、「怠り」を「せず」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十五条の三第五項前段（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十五条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十条の二第五項前段（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十五条の二第四号中「怠り」を「せず」に改める。

第百十六条中「第十号」の下に「及び第十号の二」を加える。

(とん税法の一部改正)

第四条 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「対する処分」の下に「(第八条(理由の提示)を除く。)」を、「不利益処分」の下に「(第十四条(不利益処分の理由の提示)を除く。)」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第五条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)」を「平成二十四年三月三十一日まで」に改め、

同条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第七条の四第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「第二条」の下に「若しくは第八条の二第一項若しくは第三項」を加える。

第七条の五第一項中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、「第二条」の下に「又

は第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同項各号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「率は」の下に、「第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「第二条」の下に「又は第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「第二条」の下に「又は第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同条第七項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第八条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という」を「除く」に改め、「（同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無税）」を削り、同条第二項中「当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響」を削り、同条第三項中「並びに同項第一号及び第二号」を「及び同項第一号」に改める。

第八条の三の見出しを「(特恵関税等の適用の停止)」に改め、同条第一項中「次条において同じ」を削る。

第八条の四を次のように改める。

#### 第八条の四 削除

第八条の六第四項中「に蔵入れ申請等」を「に関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。 )又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項において「蔵入れ申請等」という。 )」に、「関税法」を「同法」に改め、「提示」の下に「(課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。 )に係るものを除く。 )」を加える。

別表第一第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号を次のように改める。

二七二〇・一一

軽質油及びその調製品

- 
- 一 石油及び歴青油 (石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを)
-

含む。)

(一) 揮発油

C その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

(2) その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用する

もの

(三) 軽油のうち

無税

無税

無税



二七二〇・一九

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

その他のもの

- 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

(一) 灯油

B その他のもの

- (1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）

無税

- (2) その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用する

もの

無税

(二) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(b) その他のものうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

無税

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二三年三月三十一日」を「平

成二四年三月三十一日」に改める。

別表第三中「特定鋳工業産品等」を「鋳工業産品等」に改め、「第八条の四」を削る。

別表第三第一項中「〇・〇」を「〇・八」に改める。

別表第三第二項を削る。

別表第三第三項中「〇・二」を「〇・六」に改め、同項を同表第二項とする。

別表第三第四項中「第二九〇六・一一号」の下に「第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の二又は第二九二二・四二号の二」を加え、同項を同表第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四	関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの 関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・八
---	--	-----

別表第三第五項から第七項までを削る。

別表第三第八項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第五項とする。

別表第三第九項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第六項とする。

別表第三第一〇項中「第三五〇五・一〇号の一」を「第三五・〇五項」に、「〇・〇」を「〇・二」に改め、同項を同表第七項とする。

別表第三第一一項を削る。

別表第三第一二項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第八項とする。

別表第三第一三項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第九項とする。

別表第三第一四項中「第三〇〇六・九一号及び」を削り、「すべて」を「全て」に、「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一〇項とする。

別表第三中第一五項を第一一項とし、第一六項を第一二項とする。

別表第三第一七項から第一九項までを削る。

別表第三第二〇項を同表第一三項とし、同項の次に次の二項を加える。

一四 関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一〇号、第四〇・六

一五	<p>四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の一の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二一号の二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四・一〇項、第四四・一一項、第四四・一三項から第四四・一七項まで、第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九〇号の一、第四四一九・〇〇号、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号又は第四四二一・九〇号の三の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p> <p>関税率表第四四一八・九〇号の二の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>欄間以外のもの</p>	〇・八
----	---	-----

八・三九号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・二一号の一、第四四一二・一〇号の二、第四四一二・九四号、第四四一二・九九号、第四四二〇・九〇号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品
--

別表第三第二二項から第三三項までを削る。

別表第三第三四項を同表第一六項とする。

別表第三第三五項及び第三六項を削る。

別表第三第三七項中「第五一・〇六項」の下に「第五一・〇七項、第五一・一一項又は第五一・一二項」を加え、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一七項とする。

別表第三第三八項から第四〇項までを削る。

別表第三第四一項中「第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇号の一」を「又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)」に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一八項とする。

別表第三第四二項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一九項とする。

別表第三第四三項を削る。

別表第三第四四項中「第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)」を「第五四類」に改め、同項を同表第二〇項とする。

別表第三第四五項を削る。

別表第三第四六項中「第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三二号の二」を「第五五類」に改め、同項を同表第二二項とする。

別表第三第四七項を削る。

別表第三第四八項中「第五六〇七・二二号」を「第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは(三)に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二二項とする。

別表第三第四九項を同表第二三項とする。

別表第三第五〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二四項とする。

別表第三第五一項中「関税率表」の下に「第五八〇一・三二号の二、第五八〇二・一一号、第五八〇

二・一九号、第五八〇三・〇〇号の「一、」を加え、「又は第五八〇六・四〇号」を「第五八〇六・四〇号又は第五八一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)」に改め、同項を同表第二五項とする。

別表第三第五二項中「第三〇〇六・一〇号の二の(一)、」を削り、同項を同表第二六項とし、同項の次に次の一項を加える。

二七	関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・九〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二・一三項、第六二一六・〇〇号又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八
----	---	-----

別表第三第五三項から第五七項までを削る。

別表第三第五八項中「第六三〇二・二一号」を「第六三〇一・二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二一号」に改め、同項を同表第二八項とし、同項の次に次の一項を加える。

二九	関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに 限る。）	〇・六
----	---	-----